

群馬県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第3号

平成29年9月1日現在における直接請求の要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）を、下記のとおり告示する。

平成29年9月12日

群馬県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会
委員長 細 井 廣

1 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第291条の6第1項の規定により準用する法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

32,901人

2 法第291条の6第1項の規定により準用する法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

305,631人

3 法第291条の6第1項の規定により準用する法第80条第1項に規定する各選挙区における請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

選出の区分	市町村	数
区分 1	前橋市	93,835人
区分 2	高崎市	103,601人
区分 3	桐生市	32,743人
区分 4	伊勢崎市	55,655人
区分 5	太田市	59,071人
区分 6	沼田市	13,935人
区分 7	館林市	21,163人
区分 8	渋川市	22,707人
区分 9	藤岡市	18,728人
区分 1 0	富岡市	13,950人
区分 1 1	安中市	16,984人
区分 1 2	みどり市	14,185人
区分 1 3	榛東村、吉岡町、玉村町	19,820人
区分 1 4	上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町	7,796人
区分 1 5	中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、 高山村、東吾妻町	16,338人
区分 1 6	片品村、川場村、昭和村、みなかみ町	10,001人
区分 1 7	板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町	27,842人